


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年 1月 29日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
島根県における株式会社田部グループの森林吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社 田部(カブシキガイシャ タナベ)		
住所	島根県雲南市掛合町掛合 2112 番地		
代表者氏名	田部真孝	代表者役職	
担当者氏名	福島孝志	担当者 所属部署・役職	山林事業部
担当者 E-mail	Fukushima@tanabeco.com	担当者電話番号	0854-62-0027
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社 田部		
プロジェクト参加者名	株式会社 JYUTOKU 田部真孝		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	株式会社 田部 (カブシキガイシャ タナベ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター		
検証機関名	一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター		

プロジェクト情報																
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0210															
プロジェクト登録日	平成 24 年 5 月 9 日															
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>現在、弊社が事業を営んでいる雲南市において、木質バイオマスを新たなエネルギー源として利用し、森林資源の活用を図りながら地域の活性化を目指す計画がある。</p> <p>その一方で、エネルギー源として期待される木質バイオマスの供給体制に目を向けると、間伐・利用間伐において販売単価の安い林地残材(C材)は搬出コストを下回ることから、地元行政は木質バイオマスを供給するシステム構築に苦慮しているのが実態である。</p> <p>そのような中、当該地域において林業を営む弊社としては、作業路の開設や修繕等を行うことで林地残材の搬出コスト軽減を図り、雲南市が導入を予定している新エネルギー活用施設(チップボイラー等)への木質バイオマス燃料として林地残材を永続的に供給する体制構築に貢献したいと考えている。</p> <p>本プロジェクトの内容は、所有森林において、列状、および定性間伐を実施し、CO2 の吸収量を増大させることである。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトは、株式会社 田部の森林施業計画書の認定番号 島根県知事認定 木 16-1(変 3-20)、雲 21-1(変 2-22)、指令森第 1262 号の森林を対象としており、森林施業計画単位である。 ・森林施業計画は、2004 年 10 月 1 日からであり、2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。 ・森林施業計画は、2014 年 10 月 19 日までの計画であり、2013 年 3 月 31 日までの計画策定がなされている。 ・森林施業計画の全区域において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、主伐後には適切な更新を行う。 <p>なおプロジェクト計画時に提出したこの 2 種類の施業計画書は 1 つに統合した。 変更後の森林施業計画書は、方法論に則り、事務局へ提出する予定である。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>森林法・林業基本法 第 9 条 森林所有者としての責務 森林法 第 5 条 地域森林計画 第 11 条 森林施業計画 第 34 条 保安林における制限</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トウルールハルス 360</td> <td>Laser technology</td> <td>15 年</td> <td>平成 23 年 9 月</td> <td>面積測量機器及び樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>不明</td> <td>15 年</td> <td>平成 10 年 9 月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	トウルールハルス 360	Laser technology	15 年	平成 23 年 9 月	面積測量機器及び樹高測定器	輪尺	不明	15 年	平成 10 年 9 月	胸高直径測定器
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考												
トウルールハルス 360	Laser technology	15 年	平成 23 年 9 月	面積測量機器及び樹高測定器												
輪尺	不明	15 年	平成 10 年 9 月	胸高直径測定器												

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング方法】 ・実測(森林測量)に基づく方法</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 このプロジェクトは、方法論 R001 Ver. 6.2 に準拠しています。</p> <p>【モニタリング体制】 吸収量算定責任者: 代表取締役社長 内部監査: 常務取締役 吸収量算定確認者: 山林事業部部長 吸収量算定担当者: 山林事業部算定者 吸収量調査担当者: 山林事業部調査者、コンサルタント会社調査者</p> <p>【QA / QC 体制】 (1) 教育・訓練の実施状況と記録 コンサルタント会社調査者が、当社吸収量調査担当者にモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明を行った。教育訓練については、教育訓練記録を作成した。 記録は平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(2) 情報の保管 当社吸収量算定担当者は、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化した。平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(3) データの確認 報告データの信頼性を高めるためにデータのチェックを行った。チェック方法としては、収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別を行った。 データのチェックは、当社吸収量算定確認者が、野外調査帳から算定ファイルへの入力時の当社吸収量算定担当者による自己チェックのみでなく、吸収量算定確認者の全数チェックを行った。また、当社常務取締役が、内部監査としてサンプリングチェックを実施した。 野帳等の記録は、当社山林事業部担当者が平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(4) 内部監査 当社常務取締役が、モニタリング終了後に、構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、効率よく機能しているかを確認した。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取った。内部監査はモニタリング後 1 回実施し、監査記録を作成した。 平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(5) 測定機器の維持・管理(機器校正等) 測定機器は、コンサルタント会社担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、毎回モニタリング前に点検を行った。 コンサルタント会社担当者が点検記録を作成した。 平成 35 年度まで保管する。 (その他特筆すべき事項)</p>
--	--

モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)					
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.2					
適用方法論		方法論番号	No R001 Ver. 6.2				
		方法論名称	「森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月 1日 ~ 2012年 12月 31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		127.38ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	379	564	842	842	490	3,117
認証依頼削減・吸収量		条件：(2) -1. ② 空白期間についてはモニタリング期間の対象外とする(具体的には 2009年 10月 1日~2009年 10月 20日)。なお、対象外とした期間の吸収量(月割算定であるため、2009年 10月の 1ヶ月分)については算定から除く。 (2) -2. 2012年 11月 29日以降の施業計画の空白期間について施業計画の空白期間についてはモニタリング期間の対象外とする(吸収量の算定が月割であることから、モニタリング期間は2012年 10月 31日までとする)。対象外とした期間(2012年 11月 1日~2012年 12月 31日の 2ヶ月分)の吸収量については算定から除く。 3,117 t-CO2 ³					
ダブルカウントの防止の措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者		【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>株式会社 田部</u>					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止 措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
--------------------	---

【② 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.tanabeco.com/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

【③ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています】

【④ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

【⑤ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

【⑥ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

【⑦ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

【⑧ その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上